

会 議 録

会議の名称	市民参加推進会議（第16回）		
事務局	企画財政部企画政策課企画政策係		
開催日時	平成20年7月18日（金）午後6時05分～午後7時51分		
開催場所	前原暫定集会施設A会議室		
出席者	委員長 室井 敬司 委員 副委員長 尹 龍澤 委員 委員 高林 章 委員 當間 佐来子委員 持永 利之 委員 熊谷 てるみ委員 脇田 洋志 委員 上原 秀則 委員 本多 龍雄 委員 欠席委員 千田 昌央 委員 古屋 義隆 委員 吉田 安之 委員		
事務局	企画政策課長 伊藤 茂男 企画政策課調整担当課長補佐 鈴木 茂哉 企画政策課主査 吉川 まほろ		
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 一部不可 不可		
傍聴者数	2人		
会議次第	1 開会 2 市民参加条例運用状況等について (1)市民参加推進会議からの提言に対する市長の意見について (2)市民投票について (3)条例第18条の活動拠点について (4)外国人の市民参加推進について (5)自治基本条例について (6)その他 3 次回推進会議の開催日について		
会議結果	1 開会 市に勤務する職員の選出委員の変更に伴う紹介 2 市民参加条例運用状況について (1)市民参加推進会議からの提言に対する市長の意見について ■事務局より提言に対する市長の意見の公表について ○7月1日付で公表した市長の意見について資料説明。 〈質疑〉 ○この市長の意見を、書いてある文章だけでこと終わりではなく、真に正面から受けてどう活用するかというのは人の問題であって、部署によって温度差はあると思うが行政のすべての担当者に周知徹底し、応募者の数が増える研究、努力をしてほしい。2点目は、すでに公募委員		

の選考基準というモデルがあったが、それに付け加えられるのかどうか。今までの応募基準だけが手元に残っていると、また同じ轍を踏む。この提言が基準の中に生かされてこなければいけないと思う。3点目は、委員等の応募の時期だ。これが市民の方々に周知徹底されているのかどうか。早め、早めに周知を徹底してほしい。

- 1点目について、各課にこういう提言がされているので実施できるものは実施し、検討するものについては関係課で検討後、検討結果を報告するので、それに従ってやってほしいという通知はしている。ただ、実質的に実行されないのでは困るので、市民参加条例を所管している企画政策課としても、研修をやりつつ、職員には周知をしていきたいと考えている。2点目の選考については、この市民参加推進会議の任期が来年1月で切れるので、11月の募集に当っては、アンケート方式でぜひ実施したいと思っている。そうすると、公募の選考基準、施行規則自体も若干変えないと選考できない状態になるので改正していきたいと考える。3点目の公募時期の徹底についてだが、2番目の項目を斟酌し、的確にやっていきたい。

(2)市民投票について

■ 委員長より今後の会議でどのような対応を行うかについて方針案の説明

- 本件については、第13回から第15回まで3回にわたって一定の審議をしてきた。現委員での会議はあと2回であるので今後の対応については次の3点が想定される。
- ① 市民投票を行う場合は、別に個別条例を定めるという、現在の市民参加条例の第16条の規定のままでよしとし、今までの経過を会議録にとどめるということで終了する。第16条の規定にあるとおりのままとし、市民投票を行う場合は、すべて別の個別条例で定めるという形で終わる。ただし、今までの議論の経過は会議録にとどめる。
- ② 条例の第16条を改正して多摩市、三鷹市の自治基本条例の規定程度の住民投票についての規定を盛り込むことを提言する。これは、多摩市や三鷹市の自治基本条例にならってということだが、重要なところは、多摩市の場合は、住民の総数の50分の1以上の連署をもって住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができるという、これは地方自治法上の直接請求と同じようなものである。三鷹市の場合は、地方自治法より投票

権者を広げていて、市内に住所を有する満年齢18歳以上の者において、総数の50分の1以上の連署をもって条例案を市長に提案して、住民投票の実施を請求するという形のものである。このような、自治基本条例にある程度のもを盛り込むことを提言する。

③常設型の住民投票条例を制定することを提言する。ただし、この場合には、このような常設型の住民投票条例案というのを、もう少し内容を詰める必要がある。

〈質疑〉

○これは多数決でよいということか。

○機が熟せば多数決ということもあるかと思うが、とりあえず意見を頂戴したい。

○常設はあえてないほうが良いと思う。それから、他の自治体でこういうふうに行っているから同じようにというのは、安易過ぎると思う。3つのどれをとるかと言われれば、地方自治法に倣う。必要なときに英知を絞っていくということが一番良いと思う。前回の審議会のときも、住民投票の条例はあったほうが市として格好が良いのではないかという話があったが、中身が一番大事なのではないかと思う。そうすると、今、どういう形のものを作ったとしても、議会の否決があれば投票成立しないし、投票が成立したとしても、市民の意向、意見は明確になるが、それはテーマに対して拘束力がない。だから、それを超えるものが作れるならば大いに情熱を燃やすところだが、全国的に各自治体の市民投票、住民投票というものの熱は、合併などは別として、だんだん薄らいできたのではないか、住民投票そのものの限界というものを大勢は知り始めたのではないか。時間、労力、財政的な面、そういうものを費やしたにしては、いま一つ効果が出ていないというのが現状ではないかと思う。どういう形にしろ、今、作らなければいけないのかということには非常に疑問を持つ。もし、どうしても作るのだというならば、4つの問題をクリアする必要がある。それは、①結果に拘束力を持たせる。拘束力を持たせて、それには予算が組めるのかというところまで詰める必要がある。②署名数。この請求の署名数が一定の数を超えた場合は、市長も議会も住民投票をしなければならない、拒否できない。これは、憲法とか地方自治法に抵触はするだろうが、これだけの数が集まったから、投票しなければならないという決め方。③投票権者について。できるだけ幅広く、外国人も含め、未成年も一定の人は

認める。なるべく多くの人の参加を促す。④拘束力をどこで持たせるかということ。投票総数の過半数の賛成。それから、この過半数の数が全有権者の3分の1を超える。そうした場合は、その結果に対して拘束力を持たせる。

以上の4つがクリアできれば、作るに値すると思う。少々暴論かもしれないが。

- 市民投票条例を安易に作られてしまうと嫌なので言うのだが、条例を逆手にとって、利用して、自分の勢力をつくろう、あるいは自分の仲間を増やそう、そういうものに利用されるのではないかという危惧を持っている。選挙が近づくと、市民参加というのを声高に言う人たちが出てくる。市民参加の最大のテーマは市民投票だ。これを題材にして署名を集めたりして選挙運動をする。そういうものに利用されたらいけない。利用してどこが悪いのかという意見もあると思うが、なぜ悪いかというと極論かもしれないが、市民参加を声高に訴えていても、選挙が終わったら静かになる。その続きを何も言わない。それで、選挙が近づいてくるとまた始める。以前にもそうすることがあり、また出てこないとも限らないので、安易につくるのは心配。常設することになればなおさら心配だと思う。
- 自治体の例で、市民投票条例で成立させることは市民投票の結果の行政に対する反映というのはどのようにとらえられているのか。
- 今のところ拘束型というのは、合併以外はなく尊重するという尊重型、諮問型住民投票だ。これで実効性があったのは、例の巻町の原発誘致反対の場合。巻町では原発ができなくなってしまったが、それ以外は、国との関係があったりするものが多くて、例えば沖縄などは、可決されても当然国との問題があって市長が辞職したり、沖縄県のも結局は実施されなかった、実効性を持たすことができなかつたと思う。他にも例はあるが確かに実効性があったというのは、少ないかもしれない。ただ、住民投票をやるということで、住民の方がいろいろ勉強するというのは事実だ。そしていろんなことを調べて、いわゆる地方自治に対する理解が深まっていくことはあると思う。案件によると思うが。
- 一般的に投票自体に拘束力を持たせているところが少ない、あまりないのか。

- ないと思う。合併だけはあるが、それ以外はできないという解釈をとっているのだと思う。
- 要するに首長の権限の問題だ。首長の権限を侵してはいけないという法律があるから、この範囲内でやらないといけないので力がない。
- そこも解釈の問題なので、条例でつくればできないこともないとは個人的には思うが。
- さっき言った4つの問題点にもう一つ加えたいが、住民投票のテーマに除外事項は除く。要するに除外事項は設けない、住民が問いたいものはそのまま住民投票になる。
- ネガティブリストを作る場合と、ポジティブリストを作る場合と大体2つぐらいあり、いずれにしても一定の除外事項があることは確かだ。
- むしろそういう話をもっと現実的に、こういうことについては市長の管轄部分を求めないという除外規定をつくっておく。投票で結果が出たとしても、検討の段階のところもあるだろうし、非現実的であるという項目については、あらかじめ除外規定を設けておいた上で、常設型市民投票条例というものを設置しておくのはいいのではないかと思う。
もう1点、市長に対する答申よりも、もう少し踏み込んだ話をするもとなれば、議会に対して条例案として提出しなければいけない。議会に対する答申。議会で決議を受けないといけない。当然、否決されるにしても、行政に返されるにしても、それは議会の判断として否決されるという形をとっていけば、議員も、それなりに緊張感を持って投票結果は受けるのではないかと思う。そうしておけば、多分、次の市議会選挙にそれが生きるだろう。
- 以前、どちらかというとも常設型のほうがいいのではないかという意見を言ったが、小金井市の今の段階では、第16条にあるままにして、この議論は終了という形が良いのではないか。何でもない平時に何らかのものをつくっておいたほうがいいのではないかと考えていたが、たとえば有効得票者数が何分の1以上にするかなどと、その時点で一生懸命議論したとしても、実際

に問題が起きたときに、果たしてそのとき議論したことが当てはまるのかどうかということは疑問である。何もないところで議論をしても、結局は意味のない議論で終わってしまうことも考えられる。今ここに既に第16条に入って、一応は明文化されているので、その範囲で置いておいて、実際に大きな問題がおきてしまった時に、それに応じたものをつくるというほうが実際的だと思う。

- 今の流れでいくと、地方自治というのは、分権型ということで、市民投票制度自体はいいが、議会の権限とか長の権限を抵触しない、法的に抵触しないということになっている。現行の中では第16条に別に定めるという形にせざるを得ないのではないか。
- 第16条の規定に従うと実際に市民投票を実施する為にどういう手続きをとられるのか。
- まず条例を制定する。自治基本条例などで、50分の1の署名があれば直接請求として地方自治法上の制度でも有効なので、その後市長が意見をつけて議会に付し議会が賛成ならば可決する。そして実際に投票を行うことになる。だから、必ず条例をつくるということになる。
- 市民投票をやりたいという理由を、市民の側を通すとすると請求権の行使か。
- もちろん陳情もある。法的な仕組みとしては。
- 陳情の場合はあくまでも起こす理由は市長なり市議会なりということになる。それは市民投票の制度がないのに等しいのではないか。小金井市の場合にはあり得ないかもしれないが、議会と市長が激しく対立するとき、市民に聞いてみようということに使うための条例なのではないかというふうに思ってしまう。
- 逆の意味だ。第16条による限りは、条例が要るわけだから、市長単独ではできない。ただ、例えば多摩市などは市長が自発的にできる、議会は12分の1の議員の賛成を得ればできる、住民は50分の1という規定を自治基本条例に3つ置いている。

【結論】

- ◎ なかなか結論はでないので、今回は意見を出し合った

ということで、次回に継続審議。

(3) 条例第18条の活動拠点について

■ 事務局より資料説明（内容省略）

〈質疑〉

- この拠点に関しては市民活動センターに限るのか、それともここにある12施設、市民生活支援・コミュニティ育成、産業・農業振興、保健・福祉、防災等々の全部を含めた拠点を指すのか。複数ある拠点なのか、それとも中心になる1ヶ所なのか。考え方としては、拠点はたくさんあったほうがよい。
- 市民参加条例の第18条の活動拠点というのは、この資料では市民活動センターという理解で提出している。その他の施設はそれぞれの課が持っている計画の中に載せるということである。ただ、第18条を読んだときに男女平等推進センターとか、消費生活センターが、第18条1項の拠点ではないかといわれると読み込みが必要という気がする。
- その拠点が、集まるだけのスペースではなくて、そこから情報を発信でき、そこで情報を収集できるようなそういう拠点だと思っていたのだが。小金井市協働推進基本指針の中に、市民活動団体等の活動における拠点というのがあるが、市民と協働の拠点という1つの流れがどういう風におさめられるのか、今ひとつつかめない。第4次基本構想の中で決めていきたいということだが、どのような目的で、どのような施設なのか。管理はどこがするのかぐらいはあってもよいのではないか。
- 市民参加条例第18条第1項のものについては、市民活動センターという位置づけだと考える。その運営については第18条の第2項で市民、あるいは市民グループ等からなる市民の組織が市と協働していく旨が記されているので活動拠点を運営していくのは、一定考えなければいけないと思う。この第18条の規定に基づいて市民活動センターを第4次基本構想の中で作りこんでいければと思う。
- いずれにしても、我々が決められない問題だ。行政の方に決めていただくしかない。
- しかし、提言をすることはできる。それが実現されるか

はわからないが、こういったものを作るべきだとか、こういうものを作ってほしいという提言は可能ではないか。

- 拠点は必要だ。それが全体を指すのか1つを指すのかというのは、いろいろと議論のあるところだと思う。できれば数も多ければ多いに越したことはないが、当然それらの維持管理費もかかるので、必要な度合いとこちらの財力の関係もあるので、廃止しなければならない部門がでてくるなど、一定の線を引かざるを得ないだろうが、こういうものがあつたほうが良いという意見については問題がないと思う。
- 東小金井駅北口の区画整理事業については、どの程度市民の声を吸い上げて計画しようとしているのか教えてほしい。
- 東小金井駅の北口のまちづくりについては、地権者の方々に作っているまちづくり協議会があり、その中でどんな施設がほしいかというアンケートをしている。それ以外は、まちづくり事業用地として8,000平米あるが、区画整理の関係で、土地の固まりとしては3,000平米ぐらいに減ってしまうので、その部分について何を作っていくのかという事は、第4次基本構想・基本計画の中で話をして、最終的には、市民の方々をまじえて、委員会のようなものを作り、具体的な内容はその中で話し合われるという形になると考えている。その中で市民の方々にアンケートをとるような場合があるのかもしれないが、第4次の大枠の構想を定め、さらに細かいところはまた微調整していくという形になってくるであろうと考えている。
- 今、街に自転車がすごくあふれているが、防災に関しては自転車も項目に入れたほうがよいのではないか。市はこういうことをどういうふうにとらえているのか疑問だし、まったくここにそういうものが触れられていないというのは市民の意見がなかったということなのか。
- この資料は、あくまでも公共施設を整備する構想の段階で各課から出された必要と思われるものなので、これをやると決まったものではない。その点を整理しておかないと考えがおかしくなってしまう。したがって自転車の問題などは、あとからどんどん出てくる課題なので、今の時点ではこの資料には載ってこない。

- つまり現時点では地権者対象のアンケートはされているが、市民を交えた検討は第4次基本構想・基本計画の中でされていく。この資料は市役所の各部署からのニーズであると理解していいのか。
- 追加していうと、ここで見ている一覧は今議論されている市民参加活動の拠点の候補リストでもない。このことに対してこの会議で答申することは必要だ。このことについての具体的な委員会としての結論、提言をまとめたい。第18条で定められているものということだ。市民、市の協働という風に最近によく言われるが、具体的にはどういうことなのか。
- 市民が条例で自治的に多少管理して、主体となって色々なことをやっていく。見るとか、考えるということではないか。例えば最近は小学校の統廃合とか、そのようなものを区部ではやっている。そういう問題を検討したり消費者教育に関わるかもしれないが、訪問販売を防止するために市民としては何ができるのかとか、いろんな議論はあると思うが。
- 市民営化。今まで市がやってきたサービスを一部の市民にもということだろうか。そういうことを協働という2文字の熟語として考えられたときも、具体的に小金井市として協働を市民としたい、働くことを市民と分かち合いたいと考えている事柄はどういうことなのかを、まず、具体的に明らかにした上で、それができるような市民活動センターにしなければいけないということだ。とりあえず、建物を作りました。これで協働してくださいと言って実際には使い物にならないものが出来てしまったという可能性がでる。
- 最近、行政側が市民と協働というときには、なるべく市民にやってもらおうというニュアンスが多い。
- 第18条の関係の活動の拠点ということで、第2項は市民及びNPOということなので、市の業務の見直しを図りながら具体的な位置づけとして、アウトソーシングできるものはしていこうという形になると思う。安易に民間企業にということではなくて、NPOや、市民にご活躍いただくようになると考えられるので、当然、市民活動の拠点は必要になってくる。

- 第4次基本構想・基本計画の中で、市民の意見を吸い上げるといわれたが、今の段階でどの程度まで、どのようなことが決まっているのか。
- 7月に市民意向調査を行い、2,000人の無作為抽出の市民に第4次基本構想にかかわる、市の施策の重要度とか、満足度についてアンケートを行う。また、来年度には子ども達の意見を聞いたり、計画の中に一定の意見を示せるような集会を行うというようなことも予定している。最終的には、長期計画審議会というのを立ち上げるのでその中で議論していただくようになる。

【結論】

- ◎ 市民参加条例第18条の活動拠点についての提言は、次期の審議会で検討してもらおうということにし、今回は議論があったということを経議録にとどめておく。

(4)外国人の市民参加推進について

■事務局より資料説明（内容省略）
〈質疑〉

- 当然、外国人の市民参加ということが主題だと思うのだが、実際にこの2,451人の方が、市民として市民意識というのか、まとまって市に何かしてもらおうという要求とか、そういう動き、実際にそういう組織というのがあるのか。またそういう要望があるのか。またあったところはあるのか。
- 経験的にはない。小金井市の外国人の方への対応だが、国際交流の担当と、公民館の国際交流事業というのがあり、市内の施設を回ったり、料理教室を開いたり、日本語講座をしたりということはしているが、市として外国人の方の市民参加ということを意識してやっていることではないので、川崎市や、豊中市の例と比べると全然やっていない状況になる。
- 外国人相談というのがあるが、年に何件の需要があるのか。去年の件数を調べてみたが、これを見ている限り、特に外国人に対してどうしろという要求があるようには思えない。他の自治体は知らないが、小金井の場合、外国人への処遇をもっと上げようというのか、外国人に何かしてあげようという体制というのか、こちら側の積極性というのには必要がないのではないのか。

- 今回この議題を提案したものとして反論したい。市民参加条例第3条に、市内で暮らす外国籍を有する者の意向にも配慮する。第4条に市民に対し、市民にわかりやすい方法で十分に説明する責務を負う。とあるが、実感としてそれがなされていない現状にあるのではないかと思ひ、問題意識を持った。
- 一般的にマイノリティー(外国籍の方を少数派と考えた場合)の意見というのは、なかなかあがってこないということが一つと、特に外国の方には、日本語の壁がある。プラス、日本のシステムが分からない場合、色々な問題、課題を抱えていてもそれを、どこにどうやって訴えていったらいいのかを知らないため、非常に困っていてもそれが一般の市民の普段の生活の中には現れてこない。外国人相談にしても、日本語の市報の中に外国人相談だけ英語のルビや英語表記がされていても、英語しか分からない人は、まず日本語表記の市報を見ないと思うので結局、そこで相談を受け付けていることが分からない。だからその件数だけを見て、相談が少ないのではないかというのは認識が違うと思う。声が届いていないだけで色々なことで、それぞれの外国人の方が困っている現実はあると思うので条例にもうたっていることだし、何らかの手を打たなければいけないのではないかと考える。
- 外国人登録の窓口で、小金井市生活ガイドというのを配っている。これは、英語、中国語、ハンガルの3ヶ国語で翻訳がされていて、その中に外国人の市民相談についても3か国語で掲載しているが、なかなか、相談、利用されているという状況ではないと思う。小金井市としてどのような施策をとっているのかという一覧もない状況なので、豊中市や、川崎市の取り組みのようなことは本当に必要なのだとは思いますが、そういう組織がない所で果たしてできるのかと考える。ただし、やらないでいいということではないので、どのようにできるか、率直な意見をいただきたい。
- 話が混在しているのではないか。外国人が行政サービスを受けるべきではないかという問題と、外国人が市の行政に参加できるかできないかという問題は切り分けて考えないと変なことになる。ここは市民参加推進会議なので、外国人が市の行政に参加する窓口をつくるべきなのか、どうなのかということが論議される場だと考える。1つ質問だが、小金井市内に住んでいる外国籍の方々の就労率はどのくらいなのか。留学生は別だが、就労し

て所得のある方々について、納税の義務を負っているのかいないのか、基本的な知識がないので教えていただきたい。

- 源泉徴収されていれば基本的には納税の義務は負っている。
- 所得税、応能税として払っているのか。応益税としてだけなら行政サービスだけで良いとできるが、応能税まで払っているのであれば、当然発言の機会が与えられないとアンフェアだと思う。
- 混乱させるような発言をしてしまったが、参画するという以前のところに様々な問題があるということと言いたかったことと、最終的には参画するところまで積極的にかかわれるようになっていけばよいと考えている。また、今の納税についての考え方だが、外国人家族の中には子どもも当然いるので、納税者かどうかだけではなく子どもの視点も考えてほしいと思う。
- 大原則だが、外国人が市民であるということは地方自治法の規定からはそういう理解をすべきで、これは当然、学説等でも常識である。多数・少数というのがあるから、少数の人に対してサービスすればするほど、そういう定義を与えれば与えるほど経費はかかる。外国人の市民と外国人じゃない市民の一番決定的な違いは選挙権を持つか持たないかということなので、多数の人たちは参加する機会が全国的には与えられているが、外国人市民には与えられていない。こういうところを理解した上で、どういうコストと効果の関係があるのか考えるべきだ。今は全くないわけだから、当然これは何とか改善しなければならないが、どこまでそれを改善するのか。例えば、豊中市とか川崎市がやったように、特別な市民会議を設けるとか、あるいは既存の委員会にそういうポストを最初から割り当てるのか。あるいは、積極的に広報という程度でとどめて、来てもらうのを待つのか。その辺は人数と経費と効果のバランスを考えながらやるしかない。割り当てを与えることが、逆に言うと、日本人市民に対して不平等にならないのかということもあるから、この辺のバランスをよく考える。ただ、今、話を聞いている限り、参加の場がないというのは、市民参加条例をつくっている市としては少し遅れている現状であると思う。

- 小金井市内の外国人に対する行政サービスのお寒い現状というのは、小金井市が怠慢でというより、小金井市内に住んでいる外国籍の方々がどういう行政サービスを欲しているかのリサーチができていないのでやっていないと、いいほうに解釈すればそういうことだと思う。この行政サービスは市民なりに絶対にしなければいけないことだ。そのために、どういう行政サービスを求めているのかということを外国人の方々自身に話してもらおうという場の提供は最低したほうがよいのではないかと思う。それが外国人による行政への参画の第一歩なのではないか。何でもかんでもやりましょうというのは無理だが、そういう方向性ぐらいは出したい。
- まずは、どこからスタートするのが問題だ。どこの課で面倒をみるのか。
- コミュニティ文化課というのが、国際交流の事務をやっていて予算も持っているが。
- 国際交流という概念と、市民参加とはすごくミスマッチな感じがする。市民参加というのは市民だから参加する。国際交流というのは市民でない人間と交流することだ。国籍という概念からすると他国同士の交流ということになり、同じ市民としての参加を国際交流の担当課がやるということにはミスマッチな感じが否めない。
- 市民の行政参加という概念からすると、今現在はそれを担当する課はない。
- 言葉の問題として、スウェーデンが一番最初に地方参政権を持っていたとき、1976年だと思うが、このときに十数カ国語でポスターをつくった。ポスターをつくるというのはお金がものすごくかかるのだが、これでスウェーデン市の九十何%をカバーできた。それでも全部はカバーできていない。どれだけ、つまり10数カ国語やっても網羅できない。どこまで網羅すべきなのか、最後はそういうところが問題になってくるわけで、これを解決するには外国人の声を聞いて、何%ぐらいのカバー率が十分な市民参加だと思うかというようなことを聞くことになるのだろう。つまり完璧なことを言うのは無理ということだ。当然、小金井市の日本国籍者の市民たちだって必ずしもそうはなってい

ないわけだから。川崎市、豊中市のように先進的なところはすごいと思うが、都内ではさすがにまだないということか。

○ 三鷹と八王子にはある。

○ 実際会議が組織できたとしても日本語でやるわけだから、これは理想論で、逆に多数の人たちを排除するようになってしまうかもしれないのでいいところで考えるしかない。例えば、この市民参加推進委員会の委員を募集するとき、少なくとも英語、ハングル語、中国語のスタッフは要るわけだろうから、そのスタッフの人たちに広報の部分だけでも書いてもらう。論文等に関してはA4用紙1枚ぐらいの話なので、もし読める人がいるならば、その人たちに関しては英語、ハングル語、中国語の記入でも可とする。あまり負担にならない程度で積極的姿勢を示すだけで大分違うと思う。あなたも市民ですというメッセージを投げかける部分になるので、せめてそのぐらいのことはしたらどうなのか。そして選抜するときに、もし来たらだが、そのときに日本語でやるのは当たり前であるということが前提条件であることを明確に理解していただければよいのではないか。

○ 豊中市のような外国人市民会議のようなものを作っていくためにはどのようなステップを踏む必要があるのか。また市長が外国人から意見を聞いたことがあるということだったが、その時の要望なりがどのように生かされているのかも知りたい。

【結論】

◎ 今すぐというのは難しいところがあるが、市民参加推進会議の委員の募集については提案のように試してみること。最終的には外国人市民会議というようなことも市民参加の視野に入れてくとしても、現段階ではまだ結論や、提言には至らないので、今期の任期中にできる限り議論をし、その内容を記録に残し、次の任期の方に検討してもらうよう引き継いでいく。

(5)自治基本条例について

〈質疑〉

○ 今ある市民参加条例を、将来に向けて移行していくということか。それとも自治基本条例と市民参加条例と2つ持つということか。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ それをどうするかを含めて検討するということだ。自治基本条例が一番上にくるものであって、市民参加条例はその後になる。2つあってもよいということもあり得るのではないか。 ○ 併用ということもあり得るのか。自治基本条例と、市民参加条例と2つ持っている自治体はないと思うが。 ○ 多摩市、三鷹市は、自治基本条例しかないが、この中に参画とか協働とか住民投票などが入っている。その意味では小金井市の場合は市民参加ということが非常に突出して進んでいると言えるのではないか。 ○ ひとまず、市民参加条例をつくって、その様子を見ながら自治基本条例をつくるというスタンスではいると思う。議会の中でも自治基本条例をどうするのかという話は若干でている。もう一回会議の中で議論をして方向が見えればよいと考えるが。 ○ 今の段階で集約するということは難しいので次回も引き続き協議する。 <p>3 次回推進会議の開催日について 平成20年11月11日（火）午後6時</p>
提出資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民参加条例第20条第1項の規定に基づく提言に対する市長の意見について 2 庁内各部門の公共・公益施設整備のニーズの把握 3 庁内各部門の公共・公益施設整備のニーズの評価 4 川崎市多文化共生社会推進指針 5 川崎市市民代表者会議条例 6 みたか国際化円卓会議での検討の成果と市への提言 7 豊中市外国人市民会議（報告） 8 世帯と人口、国籍別登録人口、区市町村別主要10か国外国人登録人口

市民参加条例第20条第1項の規定に基づく提言に対する市長の意見について

平成20年5月26日付けで市民参加推進会議（以下「推進会議」という。）から提言のあった「附属機関等の公募委員の応募者を増加させる方策等について」に対し、市民参加条例第20条第2項の規定に基づき、下記のとおり市長の意見を公表します。

記

推進会議の提言	市長の意見
<p>(1) 公募委員の選考に当たり、小論文の提出を求めることが応募意欲の障害になっている場合もあると思われるので、小論文にこだわらずアンケートに答えるような「応募用紙」に記入する方式などの導入を検討すること。なお、小論文に関してはテーマをより具体的にし、タイトルを分かりやすく明確にするなど書きやすく工夫することが望まれる。また、「私の志望動機」「私の希望」「私の提案」など、委員になろうとする者の意欲、希望などを書く様式を用意することや説明会の開催も検討すること。</p>	<p>(1) 公募委員の選考方法については、市民参加条例施行規則で①論文、作文等による選考②面接選考③書類審査④抽選のいずれかから附属機関等の設置の趣旨及び目的に合った方法を選択すると定められているがそのほとんどは①を採用している。推進会議の提言を踏まえ、より多くの市民が応募できるような方式や、具体的でわかりやすいタイトルの工夫をするなど、従来スタイルにとらわれない方法等を研究・検討し、実施する。</p>
<p>(2) 公募委員募集の広報について、審議会等の具体的な審議内容や開催日、開催時刻など応募してみよう、参加してみようという判断の材料となる資料等をつけるなど周知方法を工夫すること。例えば、前期審議会等の開催日（平日、土・日曜日）、開催時刻（午前、午後、夜間など）、審議概要等を資料として作成し募集すること。あわせて、公募委員募集のポスターの効果的掲示を検討すること。</p>	<p>(2) 公募委員募集の広報については、応募の判断の材料を具体的な記述でより多く盛り込むなど、市民が、応募に関して知りたい内容をわかりやすく周知する方法を工夫する。また、公募委員募集のポスター等は積極的に掲示する。</p>
<p>(3) 市報とホームページによる広報は、それぞれの特徴を踏まえた上で工夫し両者の適切な役割分担を考慮すること。なお、情報量として多量な広報のできるホームページの活用が求められるが、現在の審議会等のホームページは取り付きにくく、興味が持てる内容ではないのでアクセスしやすく、わかりやすくするよう改善すること。</p>	<p>(3) 市民参加関連のホームページへのアクセスについては、関係課が協議し、よりわかりやすい方法を考える。また、市報での広報については、限られたスペース内で、最大限の効果を挙げる掲載方法を工夫する。</p>

<p>(4) 八戸市、埼玉県宮代町等で実施している公募委員の登録制度の導入について検討すること。</p>	<p>(4) 公募委員の登録制度の導入については、先進して実施している自治体の状況などを参考に検討する。</p>
<p>(5) インターネットを使って補助的な意見収集をすることを考えること。</p>	<p>(5) インターネットを使用しての補助的な意見募集の方法については、関係課が協議し検討する。</p>
<p>(6) 市民参加条例について職員研修やアンケート等を実施すること。</p>	<p>(6) 職員研修及び職員アンケートを実施し、その結果を市民と行政との協働の推進に反映させたい。</p>